

## マイナ保険証が使える場合に備えるためのフローチャート



「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関を受診する場合に備えてご確認をお願いします。

マイナンバーカードと  
スマートフォンを持っている



Yes



マイナンバーカードとマイナポータル<sup>※</sup>の資格情報画面で受診できます。

事前にマイナポータル<sup>※</sup>の資格情報画面をスマートフォンにダウンロードしてください。  
ダウンロード方法は、Q4【マイナポータル<sup>※</sup>の資格情報画面のダウンロード方法】を参照してください。

※ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。  
Q2【マイナンバーカードを保険証にするには？】を参照してください。

NO



マイナンバーカードは持っているが、  
スマートフォンは持っていない



Yes



マイナンバーカードと資格情報のお知らせで受診できます。

資格情報のお知らせ（様式の右下を切り取ったもの）を  
マイナンバーカードと一緒に携帯してください。



NO



⚠️ マイナンバーカードを  
持っていない



Yes



【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

マイナ保険証の取得が困難な方については、健康保険証が使用不可となる令和7年12月2日までに当健康保険組合から新たに資格確認書を交付する予定となっております。それまでの間は、今持っている健康保険証をご活用ください。

⚠️ マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。